

輪島市ケーブルテレビ放送施設加入契約約款

(約款の適用)

第1条 輪島市(以下「甲」という。)は、輪島市ケーブルテレビ放送施設条例(以下「条例」という。)及び輪島市ケーブルテレビ放送施設条例施行規則(以下「規則」という。)に基づき、甲が設置する放送施設によりサービスの提供を受ける者(以下「乙」という。)との間に結ばれる契約(以下「加入契約」という。)は、次の条項によるものとします。

2 条例及び規則と本約款に相違がある場合及び本約款に定めがない場合は、条例及び規則の定めによるものとします。

(約款の変更)

第2条 甲は、条例、規則及びその他の法令の変更を受けて、この約款を変更することがあります。その場合には、料金その他のサービスの提供条件は、変更後の約款によります。

(提供するサービス)

第3条 甲は、サービス提供区域(第4条において「業務区域」という。)において、サービス提供に必要な放送施設を設置するとともに、その維持及び運営にあたるものとし、乙に次のサービスを提供します。

- (1) 官公署、公共的団体等の広報事項等の伝達サービス
- (2) 教育活動及び文化活動並びに経済活動に関する情報の提供サービス
- (3) 農業情報サービスの提供サービス
- (4) インターネット接続サービスの提供サービス
- (5) 音声告知放送サービスの提供サービス
- (6) 災害情報及び緊急情報の提供サービス
- (7) コミュニティづくりに資する情報の提供サービス
- (8) テレビ放送、ラジオ放送等の再送信サービス
- (9) 自主放送番組の放送サービス
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるサービス

(業務区域)

第4条 業務区域は、輪島市全域とします。

(加入申込み)

第5条 乙は、第3条各号に掲げるサービスの提供を受けようとする時は、一の引込端子ごとに加入申込書を甲に提出し、その承認を受けるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 乙が共同住宅又は貸家住宅(この項において「共同住宅等」という。)の所有者である場合

乙は、乙が所有する共同住宅等につき、加入申込書を甲に提出し、その承認を受けるものとします。この場合において、第9条に規定する加入金は、乙が甲の承認を受けた共同住宅等の居住可能な数に応じて、料金表に定める金額を甲に支払うものとします。また、当該共同住宅等の居住者が次号の規定により甲に加入を申し込まない場合は、乙が第10条第1項及び第2項の規定による使用料を、甲に支払うものとします。

- (2) 乙が前号の承認を受けた共同住宅等の居住者である場合
乙が、当該共同住宅の所有者の承諾を得て、加入申込書を甲に提出し、その承認を受けるものとします。この場合において、第10条第1項及び第2項に規定する使用料を、乙が甲に支払うものとします。

- (3) 乙が甲に加入申し込みをしない共同住宅等の居住者である場合
乙が、当該共同住宅等の所有者の承諾を得て、甲に加入申込書を提出し、その承認を受けるものとします。この場合において、第9条に規定する加入金、第10条第1項及び第2項に規定する使用料は、乙が甲に支払うものとします。

- (4) 乙が個人又は法人その他の団体が借り受けている建物(この項において「貸ビル等」という。)の所有者である場合

乙は、乙が所有する貸ビル等につき、加入申込書を甲に提出し、その承認を受けるものとします。この場合において、第9条に規定する加入金は、乙が甲の承認を受けた貸ビル等の借受けが可能な数に応じて、料金表に定める金額を甲に支払うものとします。また、当該貸ビル等を借り受ける個人又は法人その他の団体(以下この項において「テナント」という。)が次号の規定により甲に加入を申し込まない場合は、乙が第10条第1項及び第2項の規定による使用料を、甲に支払うものとします。

- (5) 乙が前号の承認を受けた貸ビル等のテナントである場合
乙が、貸ビル等の所有者の承諾を得て、加入申込書を甲に提出し、その承認を受けるものとします。この場合において、第10条第1項及び第2項に規定する使用料を、乙が甲に支払うものとします。

- (6) 乙が甲に加入申し込みをしない貸ビル等のテナントである場合
乙が、当該貸ビル等の所有者の承諾を得て、甲に加入申込書を提出し、その承認を受けるものとします。この場合において、第9条に規定する加入金、第10条第1項及び第2項に規定する使用料は、乙が甲に支払うものとします。

3 乙は、引込工事施工について、あらかじめ土地所有者、家屋所有者及びその他利害関係人の承諾を得ておくものとし、このことに関してすべての責任を負うものとします。

(初期契約解除)

第6条 契約者は、甲からの加入承認通知書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により加入契約の解除を行うことができます。

2 前項の規定による加入契約の解除は、契約解除を行う旨の書面を甲に対し発したときにその効力を生じます。

3 第1項の規定により加入契約の解除を行った者は、実際に支払った加入金の還付を請求することができます。ただし、予め加入契約の解除をする意思をもって加入申込みを行った場合等、加入申込みをしよ

うとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると思われるに認められるときは、この限りではありません。

- 4 加入契約後、引込工事等を着工済み、また完了済みの場合、引込工事に要した費用、放送設備と宅内設備の切り離しに要する工事費用、及び契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、契約者が負担するものとします。

(加入申込みの承認)

第7条 甲は、第5条第1項及び第2項の加入申込みがあった場合、これを承認するものとします。

(料金の適用及び支払い関係)

第8条 甲が提供するサービスに係る料金は、加入金、引込工事に要する費用、使用料及び手数料とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払い方法は、乙が指定する預金口座からの振替を原則とします。

3 甲は、原則として乙に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

4 残高不足などにより、振替日に料金の支払いができなかった場合は、乙は甲が発行する請求書により金融機関等の窓口で当該料金を支払うものとします。

5 第1項の規定にかかわらず、加入金、引込工事に要する費用及び使用料は、加入推進を図る目的で推進期間等を定め、これを減額することがあります。

(加入金の支払義務)

第9条 乙は、第5条第1項及び第2項の規定に基づき、加入の申し込みを行い、第7条の規定により甲がこれを承認したときは、料金表に定める加入金の支払いを要します。

(使用料の支払義務)

第10条 乙は、第7条の加入の承認に基づいて乙がサービスの提供を受けた日の属する月の翌月から、第20条に規定する利用の休止若しくは第23条第1項に規定するサービスの利用の停止及び加入の脱退若しくは第24条第1項に規定するサービスの提供の停止及び加入の承認の取消しがあった日の属する月まで、料金表に定めるケーブルテレビの基本コースの使用料の支払いを要します。

2 乙は、甲に有料番組のサービス提供を申し込むことができ、当該有料番組のサービスの提供を受けた時は、前項の基本コースの使用料の他に、その料金を支払うものとします。

(サービスの提供の中断)

第11条 甲は、放送施設の点検、検査その他必要な措置又は事故等により、第3条各号に定めるサービスの提供を中断する場合があります。この場合において、前条第1項及び第2項の規定により、乙が支払う使用料の減額は行わないものとします。

(設置及び費用の負担)

第12条 放送施設のうち、放送センターからタップオフまでの設備に要する費用は甲が負担し、タップオフの引込端子から保安器までの設置に要する費用の内、22,000円を超えない額は、乙が負担するものとします。自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内及び宅内において特別な工事を必要とする場合は、乙がその費用を負担するものとします。

2 保安器からテレビまでの宅内工事は、乙の負担とします。

3 前項の宅内工事は、甲が指定する業者が行うものとし、乙が直接その業者に発注して施工するものとします。

(音声告知放送機器の貸与)

第13条 甲は、第7条の承認をしたときは、音声告知放送機器を一の加入承認につき、1台を無償で貸与します。

2 乙は、甲から貸与された音声告知放送機器以外の音声告知放送機器を使用することができません。

(セットトップボックスの使用料)

第14条 乙は、甲からセットトップボックスの貸与を受けたときは、使用料として料金表に定める金額を支払うものとします。

(B-CASカードの取扱い)

第15条 視聴制御用カードである、「B-CASカード」に関する取扱いについては、別に株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが定める「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

(C-CASカードの取扱い)

第16条 視聴制御用カードであるC-CASカードは甲の所有とし、乙が料金表に定めるケーブルテレビの利用コースの内、BSプラスコースで有料番組を利用する場合、及びファミリーコースを利用する場合は、無償で貸与するものとします。

2 乙は、前項の規定により貸与を受けたC-CASカードを、第20条に規定する利用の休止若しくは第23条第1項に規定するサービスの利用の停止及び加入の脱退若しくは第24条第1項に規定するサービスの提供の停止及び加入の承認の取消しがあった場合は、速やかに甲に返還するものとします。

3 乙が甲の手配による以外のデータの追加、変更及び改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによる甲及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については、乙が賠償するものとします。

4 C-CASカードの故障によって受信障害が発生したと甲が認定した場合は、当該カードを交換します。この場合、故障の原因が乙の責によらないと甲が認定した場合を除き、乙は甲にカードの再発行に要する費用を支払うものとします。

(施設の管理関係)

第17条 放送施設のうち、放送センターから保安器出力端子までの施設は甲の管理とし、第12条に規定する自営柱及び地下埋設設備並びに保安器出力端子以降の施設は乙の管理とします。

2 乙は、故意又は過失により甲から貸与された音声告知放送機器及びセットトップボックスを破損し又は紛失したときは、その損害相当額

を甲に支払うものとし、これに伴い必要となる消耗品等の費用についても乙が負担するものとします。また、第23条第1項に規定するサービスの利用の停止及び加入の脱退又は第24条第1項に規定するサービスの提供の停止及び加入の承認の取消しがあった場合は、甲から貸与を受けた音声告知放送機器及びセットトップボックスを、甲に返還するものとします。

(故障、保守等に伴う責任負担)

第18条 甲は、放送施設に異常がある場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、受信障害が乙の所有する宅内設備に起因する場合は、この限りではありません。

2 乙は、受信障害をきたしている原因が乙の所有に係る宅内設備による場合は、その宅内設備の改修に要する費用を負担するものとします。

3 乙は、故意又は過失により、放送施設に故障を生じさせた場合は、放送施設の改修に要する費用を負担するものとします。

(宅内設備の移転又は変更)

第19条 乙は、保安器、引込線、宅内の配線、音声告知放送機器若しくはセットトップボックスを移転又は変更しようとする場合は、甲にその旨を届け出るものとします。

2 乙は、前項の移転又は変更に要する費用を負担するものとします。(利用の休止及び再開)

第20条 乙は、サービスの提供を休止、又はその再開をする場合は、甲にその旨を文書で届け出るものとします。この場合において、休止及びその再開に係る手数料として、乙は料金表に定める金額を甲に支払うものとします。

(加入権の譲渡禁止)

第21条 乙が第7条の承認に基づいて第3項各号に掲げるサービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡することはできません。ただし、甲が特別に認めた場合は、権利の譲渡をすることができるものとします。(名義変更)

第22条 次の場合において、乙の加入承認事項について異動が生じたときは、乙の相続人又は承継人若しくは譲受人は、甲の承認を得てその名義を変更することができます。

(1) 相続があったとき。

(2) 法人の合併又は分割により、サービスを受ける権利義務をその承継人に承継するとき。

(3) その他、甲が特別に権利の譲渡を認めたとき。

2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、乙の相続人、承継人及び譲受人は、甲に対して速やかにその旨を文書で届け出るものとします。

(サービスの利用の停止及び加入の脱退)

第23条 乙は、サービスの利用を停止し、又は加入を脱退しようとする場合は、速やかに文書で甲にその旨を届け出るものとします。

2 前項の場合において、すでに支払われた加入金については返還しません。

3 第1項の場合において、放送設備と宅内設備の切り離しに要する工事費用、及び乙が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、乙が負担するものとします。

(サービスの提供の停止及び加入承認の取消し)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、サービスの提供を停止し、又は加入の承認を取消しすることができるものとします。

(1) 乙が、条例又は規則及びこの約款に違反したとき。

(2) 公益の確保のため、特に必要があるとき。

(3) 乙が、宅内設備を故意に破損したとき。

(4) 乙が、納期から2月以上にわたり使用料を納付しないとき。

(5) 加入者又は利用者が引込工事完了の翌日から起算して30日以内に宅内工事を施工しないとき(ただし、甲が天災地変その他やむを得ない事由があると認めるときを除く)。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙が放送業務運営上著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

2 前項の規定により加入の承認を取り消すときは、第9条の加入金は、返還しないものとします。

3 第1項の規定により、サービスの提供を停止し、又は加入の承認を取り消した場合において、乙に損害が生じたときであっても、甲はその賠償の責任を負わないものとします。

4 甲は、第1項の規定により、サービスの提供を停止し、又は加入の承認を取り消したときは、甲の放送設備と乙の宅内設備を切り離し、甲が貸与した音声告知放送機器及びセットトップボックスを回収するものとします。

5 前項の規定により、放送設備と宅内設備の切り離しに要する工事費用、及び乙が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、乙が負担するものとします。

(免責事項)

第25条 落雷等により、乙の宅内設備等が破損した場合は、甲の責任は及ばないものとし、修繕に要する費用は乙が負担するものとします。

2 前項に規定するもののほか、甲の責めに帰すことができない天災地変により、サービス提供を停止せざるを得なくなった場合は、甲は、その損害についての賠償の責めは負いません。

(サービスの提供の禁止)

第26条 乙がケーブル、DVDその他の媒体又は有線、無線その他の経路によりサービスを第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。

(インターネット接続サービスの加入申込みの方法)

第27条 乙は、インターネット接続サービスの提供を受けようとするときは、加入申込書を甲に提出するものとします。

(インターネット接続サービスの加入の承認)

第28条 甲は、前項の加入申込みがあったときは、次の場合を除き、承

認するものとします。

(1) 第7条に規定する加入契約の承認を受けていないとき。

(2) 第9条に規定する加入金又は第10条第1項及び第2項に規定する使用料の滞納があるとき。

(インターネット接続サービス料金の適用及び支払い関係)

第29条 甲が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入金、使用料、付加機能使用料及び手数料とし、料金表に定めるところによりります。

2 甲は、原則として乙に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

3 料金の支払い方法は、乙が指定する預金口座からの振替を原則とします。

4 残高不足などにより、振替日に料金の支払いができなかった場合は、乙は甲が発行する請求書により金融機関等の窓口で当該料金を支払うものとします。

5 第1項の規定にかかわらず、加入金及び使用料は、加入推進を図る目的で推進期間等を定め、これを減額することがあります。

(インターネット接続サービスの提供に係る加入金の支払義務)

第30条 乙は、第27条の規定に基づき加入の申し込みを行い、甲が第28条の規定に基づきこれを承認したときは、料金表に定めるインターネット加入金の支払いを要します。

(インターネット接続サービス使用料の支払義務)

第31条 乙は、第28条に規定する承認に基づいてインターネット接続サービスの提供を受けた日の属する月から、第36条の規定によるインターネット接続サービスの利用の停止があった日又は第37条第1項の規定によりインターネット接続サービスの提供を停止された日及び第38条第1項の規定によりインターネット接続サービスの提供が終了する日の属する月まで、料金表に定めるインターネット基本コースの使用料の支払いを要します。

2 乙は、甲にインターネット付加機能のサービスの提供を申し込むことができ、当該付加機能のサービスの提供を受けたときは前項のインターネット基本コースの使用料の他に、その料金を支払うものとします。

(インターネット接続サービスの基本コースの変更)

第32条 乙は、甲へ届け出をすることにより、料金表に定めるインターネット接続サービスの基本コースを変更することができるものとします。

2 前項の規定により基本コースの変更をする場合、乙は手数料として甲に料金表に定める金額を支払うものとします。

(加入者回線の設置及び費用負担)

第33条 保安器以降に設置する加入者回線は、甲が指定する業者が設置するものとし、乙が直接その業者に発注するものとします。

2 前項に要する費用は乙の負担とします。

(ケーブルモデムの貸与)

第34条 甲は、第28条の規定により、インターネット接続サービスの加入を承認したときは、乙にケーブルモデム1台を無償で貸与するものとします。

(インターネット接続サービスの提供の中断)

第35条 甲は、次の場合にはインターネット接続サービスの提供を中断することがあります。

(1) 電気通信設備の保守、障害等やむを得ないとき。

(2) 天災地変その他の甲の責めに帰すことのできない事由が生じたとき。

(3) 通信が著しくふくそうしたとき。

2 前項の規定によりインターネット接続サービスの提供を中断するときは、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ乙に通知するものとします。

3 甲は、第1項各号に規定するインターネットサービスの提供の中断により、インターネット接続サービスの利用ができない状態が生じた場合でも、第31条第1項及び第2項の規定により乙が支払う使用料の減額を行いません。

(インターネット接続サービスの利用の停止)

第36条 乙が、インターネット接続サービスの利用を停止しようとするときは、停止の届け出を甲へ提出するものとします。この場合において、第30条の規定による加入金及び第31条第1項及び第2項の規定による使用料に未納金があるときは、当該届出と同時にこれを納付するものとします。

(インターネット接続サービス提供の停止)

第37条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、インターネット接続サービスの提供を停止することがあります。

(1) 条例及び規則並びにこの約款に違反したとき。

(2) 第7条第1項の規定による承認を受けた加入者でなくなったとき。

(3) 第27条の規定による申込み当たり、事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(4) 情報通信を故意に妨害したとき。

(5) 通信施設を故意に破損したとき。

(6) 納期から2月以上にわたり使用料を納付しないとき。

(7) 第44条各号に定める禁止行為を行ったとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、インターネット接続サービスの提供に著しい支障を及ぼす行為を行ったとき。

2 甲は、前項の規定により、インターネット接続サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由及び提供を停止する日を乙に通知するものとします。

(インターネット接続サービスの提供の終了)

第38条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、インターネット接続サービスの提供の全部又は一部を終了することができるものとします。

- (1) 地域間の情報通信環境の格差が正され、甲がインターネット接続サービスを提供する意義がなくなったとき。
 (2) インターネット加入契約者が著しく減少し、インターネット接続サービスの運営が困難となったとき。
 (3) 前2号に掲げるもののほか、甲がインターネット接続サービスを終了せざるを得ないと判断したとき。
- 2 甲は、前項の規定によりインターネット接続サービスを終了しようとするときは、当該終了を予定する日の6月前までに乙に通知するものとします。

(インターネット接続サービスの利用の休止及び再開)

第39条 乙はインターネット接続サービスの提供を休止し、又はその再開をする場合は、甲にその旨を文書で届け出るものとします。この場合において、休止及びその再開に係る手数料として、乙は料金表に定める金額を甲に支払うものとします。また、インターネット加入者が第20条による休止の届け出をした場合は、インターネット接続サービスの提供の休止の届け出があったものとします。

(インターネット接続サービス加入権の譲渡の禁止)

第40条 乙が第28条の承認に基づいてインターネット接続サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。ただし、甲が特別に認めた場合は、権利の譲渡をすることができるものとします。

(インターネット接続サービスの提供に係る甲の管理義務)

第41条 甲は、甲が設置した電気通信設備をインターネット接続サービスの提供が円滑におこなわれるよう管理するものとします。

(インターネット接続サービスの提供に係る乙の管理義務)

第42条 乙は、加入者回線及び自営端末設備を適切に管理するものとします。

2 乙は、第34条の規定により甲が貸与したケーブルモデムを、次の各号に従い善良な管理者の注意をもって管理することとします。また、当該機器以外のケーブルモデムの接続を禁止します。

- (1) 入質し、又は他人に譲渡し、及び転貸しないこと。
 (2) 分解し、又は故意に破損する行為を行わないこと。
 (3) 設定情報を消滅し、又は変更する行為を行わないこと。
 (4) 故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、原形復旧に要する費用を負担すること。

(インターネット接続サービスに係る負担区分)

第43条 乙がインターネット接続サービスの提供を受けることができず、甲が指定業者を派遣した場合において、その原因が次の各号のいずれかであるときは、当該派遣に要した費用は、乙が負担するものとする。

- (1) 乙が管理する加入者回線又は自営端末装置であるとき。
 (2) 第44条の規定に違反した行為であるとき。

(インターネット接続サービス利用に係る禁止事項)

第44条 乙は、インターネット接続サービスの利用において、次の各号の行為を行わないこととします。

- (1) 他の加入者のID及びパスワード等を不正に使用すること。
 (2) 誹謗、中傷、わいせつ等公序良俗又は法令に違反する行為。
 (3) 甲のインターネット接続サービスのシステムを利用して、他の第三者にインターネット接続サービスを提供する行為。
 (4) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、インターネット接続サービスを通じて使用若しくは提供すること。
 (5) 他のインターネット接続サービスの提供を受けている者に損害又は苦痛を与える情報を発信すること。

附則

この契約約款は、平成19年10月1日から適用します。

附則

この契約約款は、平成21年4月1日から改定施行します。

附則

この契約約款は、平成22年1月1日から改定施行します。

附則

この契約約款は、平成23年4月1日から改定施行します。

附則

この契約約款は、平成23年8月1日から改定施行します。

附則

この契約約款は、平成24年4月1日から改定施行します。

附則

この契約約款は、平成26年4月1日から改定施行します。

附則

この契約約款は、平成28年4月1日から改定施行します。

附則

この契約約款は、令和元年10月1日から改定施行します。

(料金表)

(1) 加入金

区分	加入金	備考
ケーブルテレビ加入金	44,000円	一の加入申込みにつき
インターネット加入金	11,000円	一の加入申込みにつき

(2) ケーブルテレビの基本使用料

利用コース名	テレビの利用台数	月額使用料	
		個人	法人等
デジタル	テレビ1台目	1,650円	
	テレビ2台目以降	無料	
BSプラス	テレビ1台目	1,650円	
	テレビ2台目	830円	
	テレビ3台目以降	550円	
ファミリー	テレビ1台目	2,750円	-
	テレビ2台目	1,380円	
	テレビ3台目以降	920円	

- ① BSプラス及びファミリーコースは、テレビ1台につきセットトップボックスを1台設置しなければ利用することができない。
 ② 複数のコースを利用した場合は、ファミリーコース、BSプラスコース、デジタルコースの順にテレビの利用台数を数えるものとし、当該利用コース及びテレビの利用台数に応じた月額使用料を合算したものを使用料とする。
 ③ 学校、病院、集会場、事務所その他の多数の者が利用する建築物(当該建築物に居住の用に供する部分があるときは、その部分を除く。)においては、デジタル及びBSプラスコースの利用のみとする。
 ④ 使用料には、日本放送協会の受信料は含まない。

(3) 有料番組の使用料

有料番組の名称	有料番組の月額使用料
衛星劇場	1,980円(テレビ1台につき)
グリーンチャンネル・グリーンチャンネル2	1,320円(テレビ1台につき)
東映チャンネル	1,650円(テレビ1台につき)
SPEEDチャンネル	990円(テレビ1台につき)

- ① 有料番組を利用できるものは、BSプラスコース又はファミリーコースの利用者に限る。
 ② 学校、病院、集会場、事務所その他の多数の者が利用する建築物(当該建築物に居住の用に供する部分があるときは、その部分を除く。)においては、有料番組を利用することができない。

(4) セットトップボックスの使用料

区分	月額使用料	備考
セットトップボックス	550円	1台につき

(5) 休止手数料及び再開手数料

区分	手数料
ケーブルテレビの休止又は再開手数料	1,100円/1回につき
インターネットの休止手数料	5,500円/1回につき
インターネットの再開手数料	1,100円/1回につき

(6) インターネット基本コースの使用料

コース名	下り	上り	月額使用料
お試し	256Kbps	256Kbps	1,650円
スタンダード	10Mbps	1Mbps	3,080円
スピード	30Mbps	1Mbps	4,950円

(7) インターネット付加機能の使用料

付加機能	初期費用	月額使用料	備考
メール追加使用料	-	440円	1アドレスにつき
Webメール&メール転送サービス	3,080円	-	初期費用のみ
商用ホームページ掲載料	-	880円	容量10Mbごと
セキュリティサービス	-	550円	3クライアントにつき
固定IPサービス	3,300円	2,750円	一の加入者につき
有害サイトチェックサービス	-	200円	1クライアントにつき
IP電話利用料	-	IP電話サービス会社の定めによる	一の契約につき
コース変更手数料	1,100円	-	変更1回につき
メールアドレス変更手数料	1,100円	-	1アドレスにつき